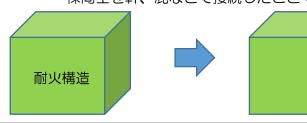
それ消防法令 混気かも !!



建築物の増改築や用途変更、消防用設備等を変更する場合は、計画段階で、お近くの消防署に事前相談してください。

(1) 建築物を増改築する場合

例:耐火構造の建築物に木造の建築物を増築する場合 窓や出入口を塞いだり物を置く場合や内装材を変更する場合 棟同士を軒、庇などで接続したことで1つの棟となる場合



接続

| 別棟
| 建築物

(2) 建築物の全部又は一部の用途を変更する場合(テナントの一部を変更する場合も該当)



(3) 消防用設備等の位置・構造・設備を変更する場合





消防用設備等とは…

消火器・自動火災報知設備・屋 内消火栓設備・スプリンクラー 設備・誘導灯などです。





事前の届出や、新たに消防用設備等の設置が必要 となる場合があります。

消防本部	予	防	課	Tel (0940)36-3080(直通)
宗像消防署	本		署	Tel (0940) 36-3080 (直通)
宗像消防署	赤間出張所			Tel (0940) 32-6837
福津消防署	本		署	Tel (0940) 43-0521
福津消防署	福津消防署 津屋崎•玄海出張所			Tel (0940) 62-3815



まずは相談 ください